

山口市議会における非常時対応指針

令和3年3月18日

山口市議会

1 本指針の目的

非常時における議会及び議員等の対応指針を定めることにより、非常時においても二元代表制の一翼を担う議会の機能維持を図り、もって、被害の拡大防止や被災者支援、災害の早期復旧等に資することを目的とする。

2 本指針の発動基準

市災害対策本部等（新型インフルエンザ等対策本部等の同様の組織を含む）の設置状況を踏まえた上で、本指針に基づく対応の発動について議長が判断する。ただし、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、次の順位により発動の判断を行う。

①副議長 ②議会運営委員長 ③議会運営副委員長

3 非常時における基本的考え方

議事・議決機関としての機能維持を優先した上で、執行部との連絡体制を確立するとともに、執行部が非常時の対応に専念できるように配慮する。

なお、非常時における本会議や委員会等の会議運営の対応については、議会運営委員会において行う。

4 非常時対応組織

(1) 組織

非常時においても議会の機能維持を図るとともに、議会としての情報収集及び意見集約等を図るための組織として、議長による本指針の発動に基づき「山口市議会非常事態対策会議（以下、「対策会議」という。）」を設置する。

(2) 構成

対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長、同副委員長及び各会派代表者等をもって構成し、状況に応じ、関係議員を加えることができるものとする。なお、各会派代表者に事故あるとき、又は各会派代表者が欠けたときは、その所属する会派から代理者が出席する。

(3) 会議

議長は対策会議を代表し、その事務を総括する。ただし、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、次の順位により、議長の職務を代理する。

①副議長 ②議会運営委員長 ③議会運営副委員長

(4) その他

会議の開催に当たっては、状況に応じ、ビデオ会議システムを活用することとし、この場合における、出席方法については、各会派の判断によるものとする。

5 非常時における議会、議員及び市議会事務局の対応

(1) 議会（議長及び対策会議）の対応

- ア 全議員の安否確認
- イ 対策会議の設置
- ウ 議員から提供された情報等について、対策会議を通じて、市災害対策本部等へ提供
- エ 市災害対策本部等からの情報等について、対策会議を通じて、全議員へ提供
- オ 執行部及び国等への要望活動

(2) 議員の対応

- ア 市議会事務局へ安否及び被災状況の報告
- イ 市議会事務局との連絡体制の確立
- ウ 議会活動を優先した上での地域における支援活動等への協力
- エ 執行部への要望等の対策会議への一元化（緊急時を除く）

(3) 市議会事務局の対応

- ア 議員及び市議会事務局職員の安否確認と議長への報告
- イ 対策会議の運営補助
- ウ 市災害対策本部等との連絡体制の確立
- エ 市災害対策本部等の会議概要等を全議員へ報告
- オ 議会開催に向けた代替施設や電源等の確保

6 その他

議員間及び市議会事務局等との連絡手段及び情報提供等のためのツールとして、タブレット端末の積極活用を図る。